

滋賀県児童虐待防止計画

令和7年(2025年)3月

滋賀県

目次

第1章 計画の策定について.....	- 1 -
1. 計画策定の趣旨	- 1 -
2. 計画の位置づけ	- 1 -
3. 計画の期間	- 1 -
第2章 現状と課題	- 2 -
1. 本県の状況	- 2 -
(1) 児童虐待相談の状況.....	- 2 -
(2) 社会的養護の状況.....	- 6 -
(3) 今後の代替養育が必要となる子ども数の見込み.....	- 8 -
(4) 妊娠期から乳児期の状況.....	- 12 -
2. 国の動きや社会情勢の変化.....	- 15 -
3. 課題	- 19 -
(1) 児童虐待の発生予防・未然防止、早期発見・早期対応の強化.....	- 19 -
(2) 子どもの家庭的な養育環境の更なる充実.....	- 19 -
(3) 当事者である子どもの権利擁護の推進.....	- 19 -
(4) 親子関係の再構築に向けた取組の推進、子どもの自立支援の強化.....	- 19 -
(5) 子ども家庭相談体制の強化.....	- 20 -
第3章 基本理念 ～目指す社会の姿～.....	- 21 -
第4章 具体的な施策の推進.....	- 22 -
1. 妊娠前・妊娠期からの虐待予防、未然防止対策の強化.....	- 22 -
(1) 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成.....	- 22 -
(2) 子どもへのプレコンセプションケアの推進.....	- 22 -
(3) 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施.....	- 23 -
2. 児童虐待の早期発見・早期対応.....	- 25 -
(1) 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施【再掲】	- 25 -
(2) DVによる子どもへの心理的虐待の予防、早期発見・早期対応.....	- 26 -
3. 子どもの保護・ケア.....	- 27 -
(1) 里親委託等の推進および里親への包括的な支援.....	- 27 -
(2) 特別養子縁組の推進.....	- 28 -
(3) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化および高機能化・多機能化.....	- 28 -
(4) 子どもの権利擁護の推進.....	- 28 -
(5) 一時保護施設における子どものケア.....	- 29 -
4. 親子関係の再構築支援、子どもの自立支援の強化.....	- 31 -
(1) 親子関係の再構築支援の推進.....	- 31 -
(2) 子どもの自立支援の強化.....	- 31 -
5. 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援、関係機関との連携の強化.....	- 33 -
(1) 子ども家庭相談センターの機能強化.....	- 33 -

(2) 市町の子ども家庭相談体制の構築等に向けた支援.....	- 33 -
(3) 関係機関との連携強化.....	- 34 -
第5章 計画の推進に向けて.....	- 36 -
1. それぞれが果たす役割.....	- 36 -
(1) 県の役割	- 36 -
(2) 市町の役割.....	- 36 -
(3) 関係機関の役割.....	- 36 -
(4) 県民の役割.....	- 36 -
2. 計画の推進体制	- 36 -
3. 点検評価・進行管理・計画の見直し.....	- 36 -
(1) 点検評価・進行管理.....	- 36 -
(2) 計画の見直し.....	- 37 -

第1章 計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があり、子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

平成28年(2016年)の児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援する「家庭養育優先」を原則とした上で、家庭における養育が困難、または適当でない場合は、里親やファミリーホームへの委託を進めることが明記されました。この法改正を受けて、平成29年(2017年)8月には国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、平成28年改正児童福祉法の理念等が具体化されるとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示されました。

こうした国の動きを踏まえ、本県では、令和2年(2020年)3月に「滋賀県児童虐待防止計画」を策定し、県や市町、子どもに関わる関係機関が、それぞれの専門性を発揮し、連携して、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目のない支援に取り組んできました。

こうした中、令和4年(2022年)6月に児童福祉法が改正され、児童等に対する家庭および養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずることとされたほか、令和5年(2023年)4月には、こども基本法が施行され、「次代を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する」こととされたところです。

本計画は、こうした法の趣旨や、本県における児童虐待等に係る状況等を踏まえるとともに、令和6年(2024年)3月にこども家庭庁から示された「『都道府県社会的養育推進計画』策定要領」に基づき、前計画を全面的に見直し、新たに策定するものです。

2. 計画の位置づけ

- ・「淡海子ども・若者プラン」における児童虐待防止対策を推進するための実施計画
- ・「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」(こども家庭庁通知)に基づく社会的養育推進計画

3. 計画の期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)の5年間

第2章 現状と課題

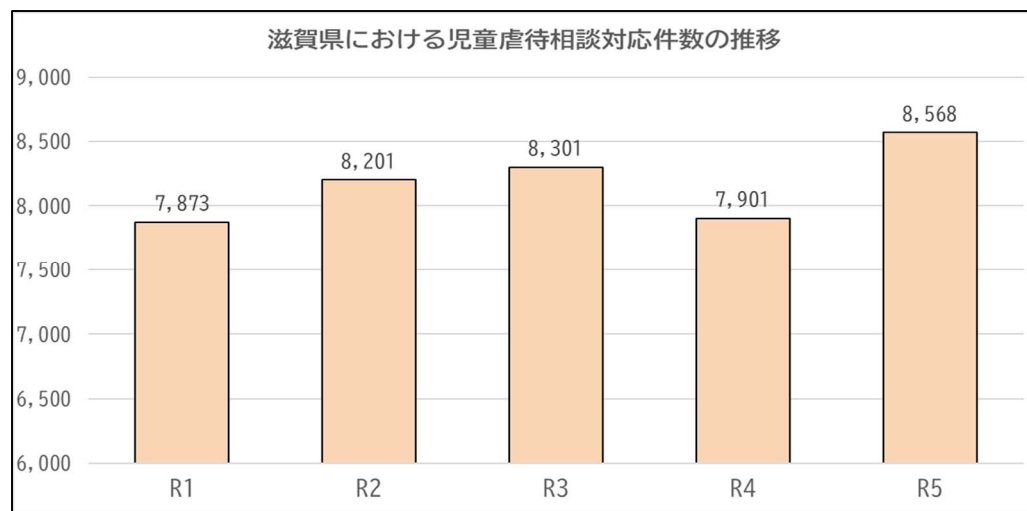
1. 本県の状況

(1) 児童虐待相談の状況

令和5年度(2023年度)における子ども家庭相談センター¹(中央、彦根、大津・高島)および19市町に寄せられた児童虐待に関する相談件数は8,568件となり、令和4年度(2022年度)に減少したものの、再び増加に転じています。

内訳としては、「心理的虐待²」(3,467件)に関する相談が最も多く、その要因として、児童が同居している家庭における配偶者への暴力(面前DV)に関して、警察からの通告が多いことが考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症流行下においては、外出自粛等によるストレスの増大に伴い、虐待リスクの高まりや深刻化、潜在化等の影響があったと考えられます。



	R1	R2	R3	R4	R5
市町対応分(A)	7,864	8,190	8,294	7,889	8,547
子ども家庭相談センター対応分(B)	2,399	2,507	2,627	2,586	3,093
連携対応分(C)	2,390	2,496	2,620	2,574	3,072
差引(A+B-C)	7,873	8,201	8,301	7,901	8,568

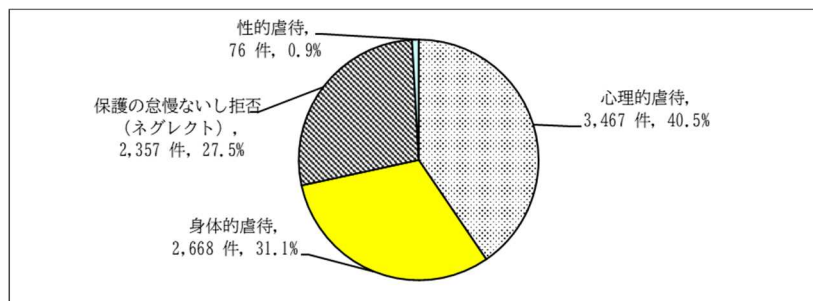
(出典)滋賀県子ども家庭支援課調査

(注)本県では、県内の相談状況の実態をより明らかにするため、市町と子ども家庭相談センターの件数を合計し、そこから市町と子ども家庭相談センターが連携して支援・対応している件数を調整したものを公表しています。

¹ 【子ども家庭相談センター】児童福祉法に基づく児童相談所。非行や虐待、障害など、18歳未満の子どもや家庭、妊産婦の福祉に関する相談の対応、助言指導を行う。また、市町間の連絡調整や情報提供、個別ケースについて、市町への技術的援助や助言を行うほか、市町において対応が困難なケースについては、立入調査、一時保護、判定、施設入所措置などの方法を活用しつつ、子どもや保護者に対する専門的な支援を行う。

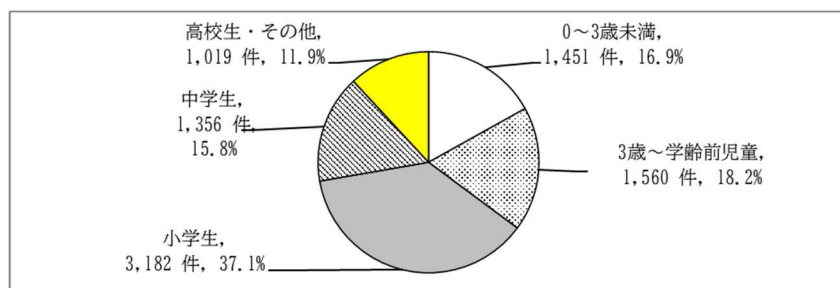
² 【心理的虐待】児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

- 虐待種別としては、令和5年度(2023年度)は「心理的虐待」が3,467件(40.5%)と最も多く、「身体的虐待³」が2,668件(31.1%)、「保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)⁴」が2,357件(27.5%)、「性的虐待⁵」が76件(0.9%)となっています。



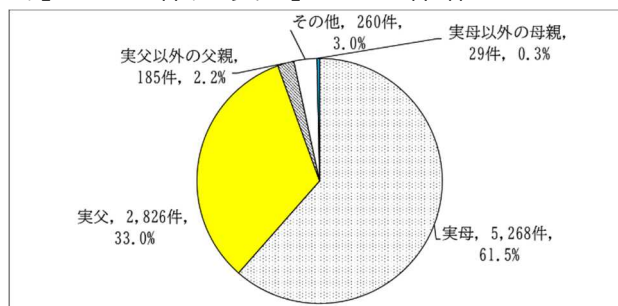
(出典)滋賀県子ども家庭支援課調査

- 年齢構成別では、令和5年度(2023年度)は「小学生」が3,182件(37.1%)と最も多く、「3歳～学齢前児童」が1,560件(18.2%)、「0歳～3歳未満」が1,451件(16.9%)、「中学生」1,356件(15.8%)、「高校生・その他」1,019件(11.9%)と続いています。



(出典)滋賀県子ども家庭支援課調査

- 令和5年度(2023年度)の主な虐待者の内訳は、「実母」が5,268件(61.5%)、「実父」が2,826件(33.0%)であり、令和4年度(2022年度)と比較すると「実母」が393件、「実父」が234件増となっています。



(出典)滋賀県子ども家庭支援課調査

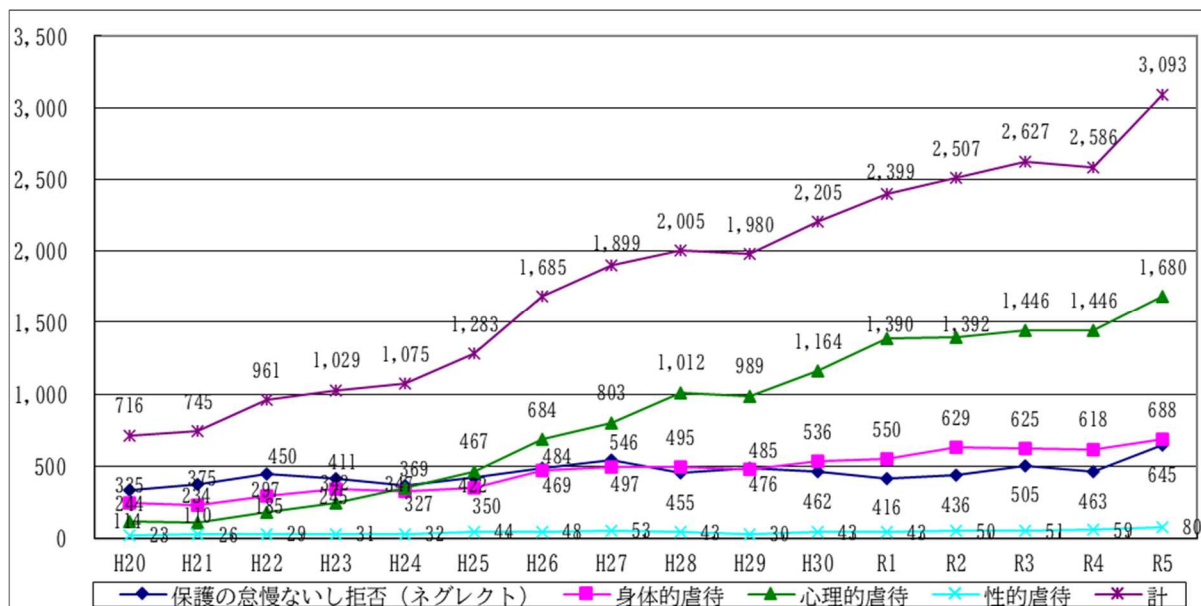
³ 【身体的虐待】 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

⁴ 【保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)】 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置などその他の保護者としての監護を著しく怠ること

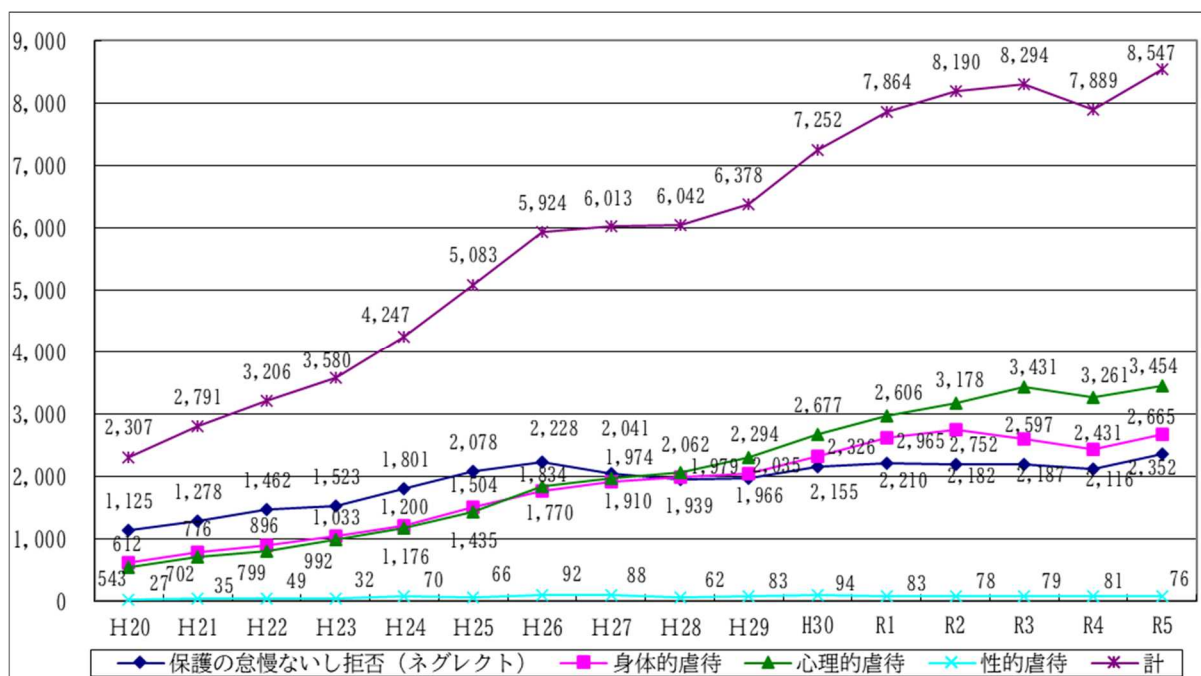
⁵ 【性的虐待】 児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること

- 子ども家庭相談センター、市町ともに、近年は、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」、「身体的虐待」、「心理的虐待」の増加により、全体の件数も増加しています。

【子ども家庭相談センター】



【市町】



（出典）滋賀県子ども家庭支援課調査

- 令和５年度(2023 年度)に子ども家庭相談センターに寄せられた通告は 2,740 件で、令和４年度(2022 年度)より 99 件増となっており、「警察等」からの通告が 1,566 件 (57.2%) と最も多くなっています。

(件)												
	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
R 3	296	36	540	3	0	73	6	1,498	0	270	174	2,896
R 4	205	63	455	14	0	57	13	1,479	1	194	160	2,641
R 5	220	74	469	4	0	62	7	1,566	0	167	171	2,740
R5構成比率	8.0%	2.7%	17.1%	0.1%	0.0%	2.3%	0.3%	57.2%	0.0%	6.1%	6.2%	100.0%
増減 (R5-R4)	15	11	14	△ 10	0	5	△ 6	87	△ 1	△ 27	11	99

(出典)滋賀県子ども家庭支援課調査

- 令和５年度(2023 年度)における一時保護施設⁶での「保護件数」は 431 件で、令和４年度(2022 年度)より 24 件増となっており、「1 日あたりの平均保護人数」は 24.5 人と 2.3 人減となっています。また、「一人あたりの平均在所日数」は 20.8 日で、令和４年度(2022 年度)より 3.2 日短くなっています。なお、「虐待ケース一人あたりの平均在所日数」は 24.0 日で、令和４年度(2022 年度)より 1.6 日短くなっています。

	保護件数 (件)		1 日平均保護人数(人)		1 人平均在所日数 (日)	
		左のうち虐待ケースの件数		左のうち虐待ケースの人数		左のうち虐待ケースの平均日数
R 3	413	189	25.3	15.4	22.3	29.7
R 4	407	271	26.8	19.0	24.0	25.6
R 5	431	270	24.5	17.8	20.8	24.0
増減 (R5-R4)	24	△ 1	△2.3	△ 1.2	△ 3.2	△ 1.6

(出典)滋賀県子ども家庭支援課調査

⁶ 【一時保護施設】 児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設

(2) 社会的養護⁷の状況

県内には乳児院⁸が1か所、児童養護施設⁹が4か所、児童心理治療施設¹⁰が1か所、児童自立支援施設¹¹が1か所、障害児入所施設¹²が4か所あり、令和5年度(2023年度)末時点において措置している子どもは、県外施設を合わせて248人となっています。また、里親¹³のもとやファミリーホーム¹⁴で生活する子どもは97人となっています。

施設および措置児童数等

区分	県内の施設数等	措置児童数	県外の施設数等	措置児童数	措置児童数計	委託一時保護児童数
里親	44家庭	53人	2家庭	4人	57人	53人
ファミリーホーム	12か所	40人	0か所	0人	40人	
小計		93人		4人	97人	53人
乳児院	1か所	31人	0か所	0人	31人	37人
児童養護施設 (地域小規模児童養護施設を含む)	4か所	129人	7か所	10人	139人	44人
小計		160人		10人	170人	81人
児童心理治療施設	1か所	11人	0か所	0人	11人	4人
児童自立支援施設	1か所	15人	1か所	3人	18人	1人
障害児入所施設	4か所	45人	3か所	3人	48人	32人
その他の施設等 (指定発達支援医療機関等)		1人			1人	5人
小計		72人		6人	78人	42人
合計		325人		20人	345人	176人

※措置児童数は、令和5年度末現在、委託一時保護児童数は、令和5年度対応数。

(出典) 滋賀県子ども家庭支援課調査

⁷ 【社会的養護】保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと

⁸ 【乳児院】乳児（特に必要な幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者に対して、相談その他の援助を行うことを目的とする施設

⁹ 【児童養護施設】保護者のない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を要する子どもを入所させ、これを養護し、あわせて退所した子どもに対して、相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設

¹⁰ 【児童心理治療施設】心理的・情緒的不適応が生じた子どもを短期間、入所させ、または通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を行い、あわせて退所した者に対して、相談その他の援助を行うことを目的とする施設

¹¹ 【児童自立支援施設】不良行為をなし、またはなすおそれのある子どもおよび家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもを入所させ、個々の子どもの状況に応じて、必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者に対して、相談その他の援助を行うことを目的とする施設

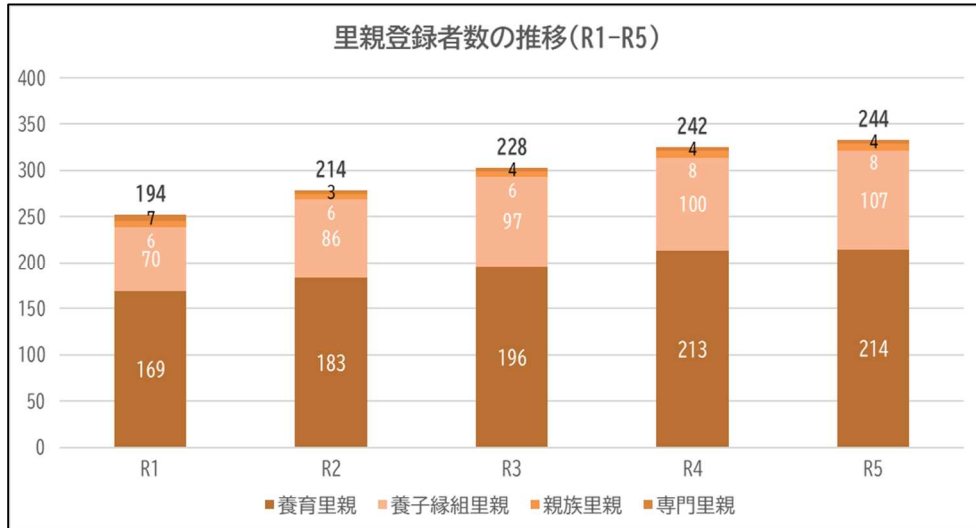
¹² 【障害児入所施設】障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導および自立に必要な知識や技能の付与を行う施設

¹³ 【里親】何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子どもを、自らの家庭に受け入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する者

¹⁴ 【ファミリーホーム】児童福祉法で定める小規模住居型児童養育事業のこと。養育里親のうち、養育経験年数等の要件を満たす者が養育者となり、養育者の住居において複数の子どもを養育する事業

<里親登録数の推移>

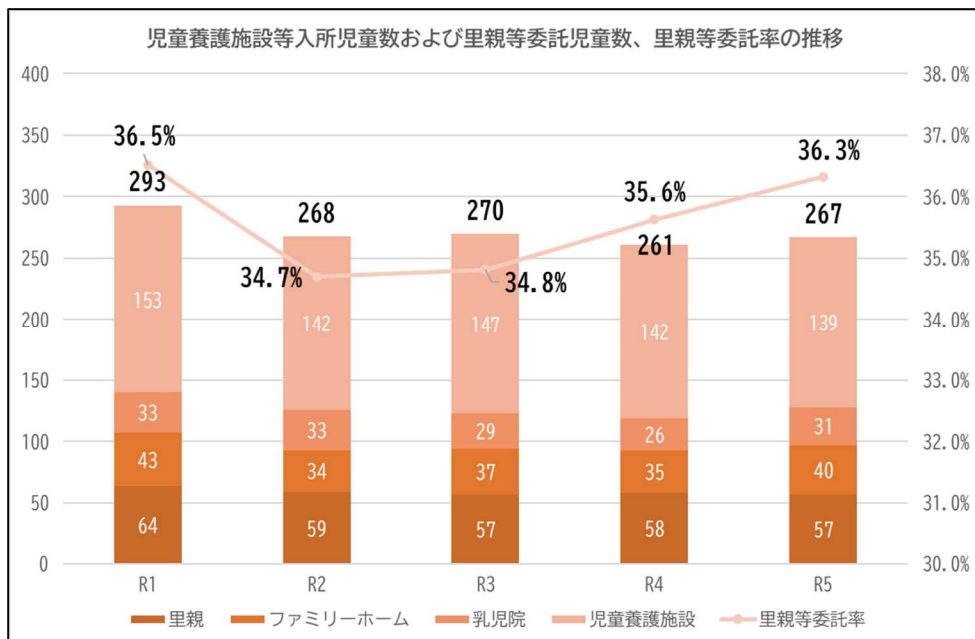
- 里親の登録数は全体として増加しています。このうち、養育里親や養子縁組里親は増加しており、専門里親や親族里親は横ばいで推移しています。



(注)複数の区分に登録している場合があるため、合計と内訳の計は一致しない。(出典)福祉行政報告例

<乳児院、施設入所児童、里親等委託児童数の推移>

- 乳児院および児童養護施設入所児童数と里親等への委託児童数の合計は、減少傾向にあります。
- こうした中、児童養護施設入所児童数はやや減少傾向にある一方、里親等への委託児童数は横ばいで推移しており、里親等への委託の割合は増加傾向にあります。



(出典)福祉行政報告例、滋賀県子ども家庭支援課調査

<特別養子縁組¹⁵成立件数（子ども家庭相談センター確認分）の推移>

- 本県における特別養子縁組の成立件数（子ども家庭相談センター確認分）は、近年、5件前後で推移しています。

R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
5 件	6 件	4 件	3 件	4 件

（出典）滋賀県子ども家庭支援課調査

（3）今後の代替養育¹⁶が必要となる子ども数の見込み

- 本計画期間における代替養育を必要とする子どもの人数について、こども家庭庁通知「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（以下「策定要領」という。）を参考に、次の算式により推計することとします。

$$\text{代替養育を必要とする子ども数} = \text{0～19歳の人口推計} \times \text{代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む）}$$

<本県の0～19歳人口推計>

- 本県における20歳未満の人口は減少し続けており、令和6年（2024年）4月現在で249,127人となっています。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口をもとに推計すると、令和11年（2029年）時点では229,575人となり、今後5年間で約20,000人（7.8%）減少すると見込まれます。

年齢区分	実績						推計				
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	35,412人	34,261人	32,216人	31,426人	30,858人	30,005人	29,169人	29,059人	28,948人	28,837人	28,726人
3歳以上就学前	51,135人	50,570人	49,074人	47,941人	46,309人	44,759人	42,941人	42,337人	41,733人	41,130人	40,526人
学童期以降	182,340人	180,679人	179,185人	177,315人	176,043人	174,363人	172,546人	169,490人	166,434人	163,379人	160,323人
合計	268,887人	265,510人	260,475人	256,682人	253,210人	249,127人	244,656人	240,886人	237,116人	233,345人	229,575人

（注）令和元（平成31）年（2019年）から令和6年（2024年）までの値は、「毎月人口統計調査（各年4月季報）」（滋賀県統計課）より、令和7年（2025年）の値は、「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より、令和8年（2026年）から令和11年（2029年）までの値は、「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）をもとに滋賀県子ども家庭支援課が推計

¹⁵ 【特別養子縁組】養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度

¹⁶ 【代替養育】社会的養護のうち、保護者から分離された子どもに提供される養育（一時保護を含む）のこと

<代替養育を受けている子どもの割合>

- 令和6年(2024年)4月1日現在、代替養育を受けている子ども数およびその割合(年齢別)は以下のとおりとなっています。

年齢	人口	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	割合
0歳	9,305人	3人	0人	0人	0人	3人	0.03%
1歳	10,183人	5人	0人	1人	0人	6人	0.06%
2歳	10,517人	4人	0人	2人	0人	6人	0.06%
3歳	10,624人	6人	0人	3人	1人	10人	0.09%
4歳	10,931人	7人	1人	6人	0人	14人	0.13%
5歳	11,642人	4人	1人	3人	1人	9人	0.08%
6歳	11,562人	0人	8人	1人	3人	12人	0.10%
7歳	12,285人	0人	8人	2人	2人	12人	0.10%
8歳	12,722人	0人	8人	2人	2人	12人	0.09%
9歳	12,895人	0人	11人	4人	0人	15人	0.12%
10歳	13,169人	0人	10人	2人	1人	13人	0.10%
11歳	13,275人	0人	11人	0人	3人	14人	0.11%
12歳	13,495人	0人	11人	5人	5人	21人	0.16%
13歳	13,686人	0人	11人	8人	5人	24人	0.18%
14歳	13,587人	0人	11人	4人	5人	20人	0.15%
15歳	13,841人	0人	15人	3人	2人	20人	0.14%
16歳	13,834人	0人	10人	1人	3人	14人	0.10%
17歳	13,929人	0人	16人	5人	4人	25人	0.18%
18歳	13,266人	0人	7人	1人	2人	10人	0.08%
19歳	14,379人	0人	3人	2人	1人	6人	0.04%
合計	249,127人	29人	142人	55人	40人	266人	0.11%

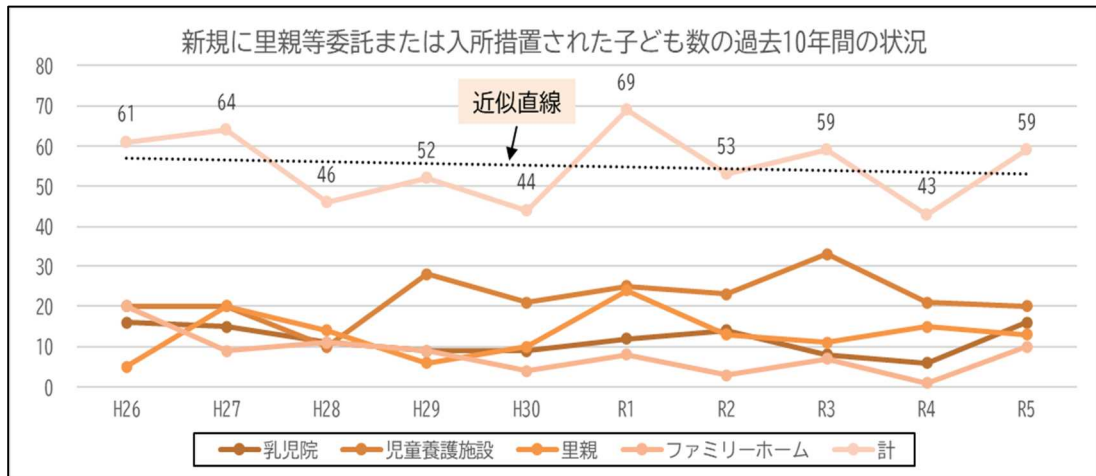
(出典)滋賀県子ども家庭支援課調査

<潜在的需要の検討>

- 潜在的需要については、策定要領で示されている次のデータをもとに総合的に判断することとします。

① 「新規に里親等委託または入所措置された子ども数」の過去10年間の状況および伸び率

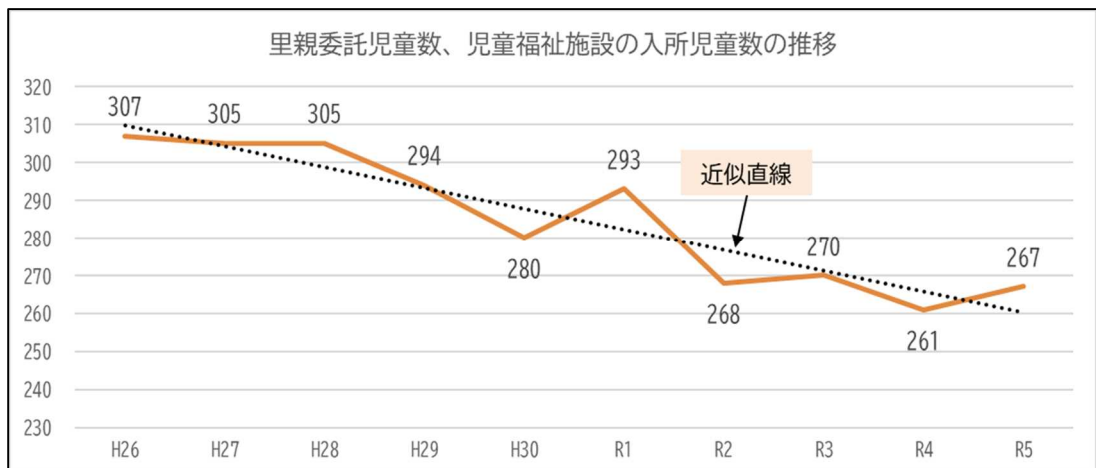
新規に里親等委託または入所措置された子ども数は、年度によって増減があるものの、全体としてはやや減少傾向にあります。



(出典)福祉行政報告例

② 「里親等委託または児童養護施設等に入所している子ども数」の過去10年間の推移

里親等に委託または児童養護施設等に入所している子ども数は、年度によって増減はあるものの、全体としては減少傾向にあります。

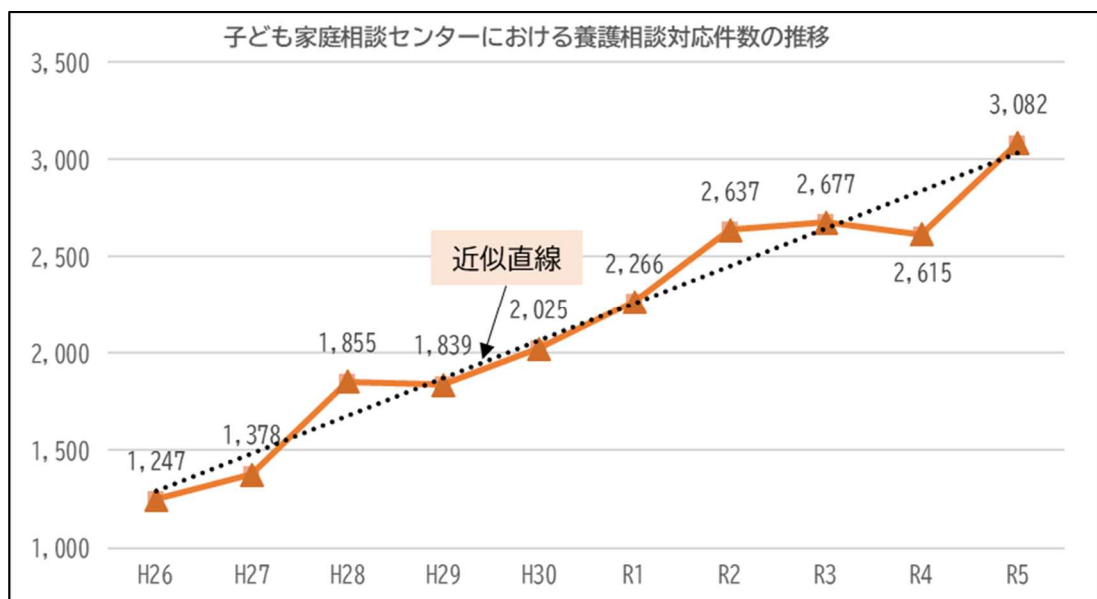


(出典)福祉行政報告例

③ 「子ども家庭相談センターにおける養護相談¹⁷対応件数」の過去10年間の状況および伸び率

子ども家庭相談センターにおける養護相談対応件数は増加傾向にあり、過去10年間の平均伸び率は11.1%となっています。

¹⁷ 【養護相談】 父または母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働および服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等、環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談



(出典)福祉行政報告例

<各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み>

- 子ども家庭相談センターにおける養護相談対応件数は増加傾向にあるものの、その要因としては、警察からの面前DVに係る通告の増加であり、たちまち代替養育を必要とするケースが増加しているものではないと考えられます。また、市町における母子保健・子育て支援策の充実が図られていることも踏まえると、今後、代替養育を必要とする子ども数の増加につながる要因は見受けられないものと考えます。こうした中、0～19歳の人口は、今後減少が見込まれることから、代替養育を必要とする子ども数も減少し、その傾向は続くものと考えられます。
- これらを踏まえ、各年度における年齢別推計人口に令和6年(2024年)4月1日現在の代替養育割合を乗じて、今後の代替養育を必要とする子ども数の見込みを計算すると、以下のとおり推移すると見込まれます。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳から19歳の人口	253,210人	249,127人	244,656人	240,886人	237,116人	233,345人	229,575人
代替養育を必要とする子どもの人数	267人	266人	264人	261人	254人	252人	248人
3歳未満	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人
3歳以上就学期前	45人	45人	43人	43人	41人	41人	41人
学童期以降	207人	206人	206人	203人	198人	196人	192人

<里親等への委託子ども数の見込み>

- 令和6年(2024年)4月1日現在、里親等へ委託されている子ども数は95人となっています。このうち、乳児院に2か月以上措置されている乳幼児、児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置された乳幼児、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児、児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子どもを対象として、里親等への委託の可能性について調査した結果、里親等への委託を必要とすると考えられる子ども数は63人と見込まれます。この結果をもと

に、令和 11 年度(2029 年度)に里親等への委託を必要とする子ども数を推計すると、152 人と見込まれます。

年齢区分	R6.4.1現在、里親等へ委託されている子ども数	里親等への委託を必要とすると考えられる子ども数	合計	R11年度見込み数※
3歳未満	3人	9人	12人	12人
3歳以上就学前	18人	16人	34人	33人
学童期以降	74人	38人	112人	107人
合計	95人	63人	158人	152人

※代替養育を必要とする子ども数の減少（R6：266人⇒R11：248人）を反映

- この推計を踏まえ、令和 11 年度(2029 年度)における里親等への委託率および児童養護施設等での養育が必要な子ども数は以下のとおりと見込まれます。

里親等への委託率

年齢区分	令和 5 年度（実績）			令和11年度		
	里親等委託数(人)	代替養育を必要とする子ども数(人)	里親等委託率	里親等委託数(人)	代替養育を必要とする子ども数(人)	里親等委託率
3歳未満	3	15	20.0%	12	15	80.0%
3歳以上就学前	18	45	40.0%	33	41	80.5%
学童期以降	76	207	36.7%	107	192	55.7%
合計	97	267	36.3%	152	248	61.3%

児童養護施設等での養育が必要な子ども数

年齢区分	令和 5 年度（実績）			令和11年度		
	乳児院	児童養護施設	合計	乳児院	児童養護施設	合計
3歳未満	12	0	12	3	0	3
3歳以上就学前	19	8	27	6	2	8
学童期以降	0	131	131	0	85	85
合計	31	139	170	9	87	96

(4) 妊娠期から乳児期の状況

① 妊娠届出の状況

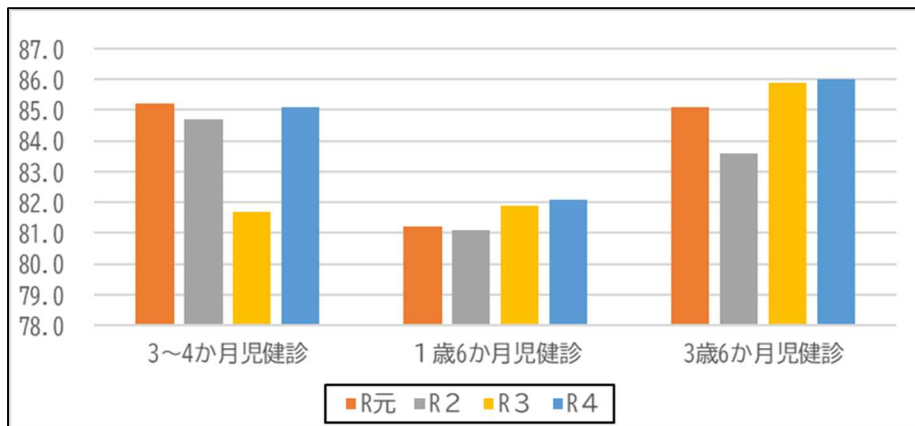
- 妊娠届出数は減少傾向にあり、令和 5 年度(2023 年度)は 9,644 人です。そのうち、妊娠 11 週以内に届け出ている人の割合は 96.4% (9,295 人)であった一方で、妊娠後期の満 28 週以上および分娩後に届け出ている人の割合は 0.2% (20 人)です。

年度	妊娠の届出をした者の数(人)	妊娠週数(人)						妊娠週数(%)			
		満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	分娩後	不詳	満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上
R元	11,211	10,709	409	59	20	4	10	95.5	3.6	0.5	0.2
R2	10,763	10,416	279	42	20	3	3	96.8	2.6	0.4	0.2
R3	10,411	10,064	288	37	18	1	3	96.7	2.8	0.4	0.2
R4	10,084	9,717	304	36	16	2	9	96.4	3.0	0.4	0.2
R5	9,644	9,295	284	38	16	4	7	96.4	2.9	0.4	0.2

(出典)滋賀の母子保健(滋賀県)

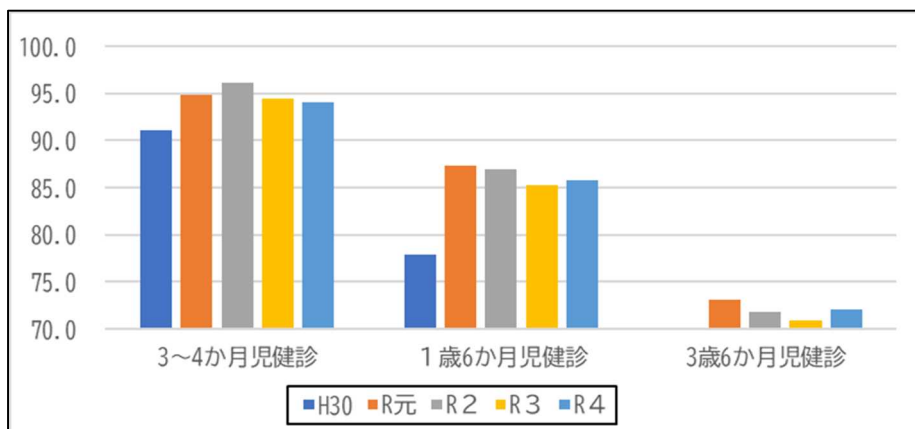
② 乳幼児期における子育ての状況

- 育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど対処できる親の割合は、令和元年度(2019年度)以降、1歳6か月児健診において最も低くなっています。また、令和4年度(2022年度)にあっては、どの健診時期においても対処できる割合が増加しています。



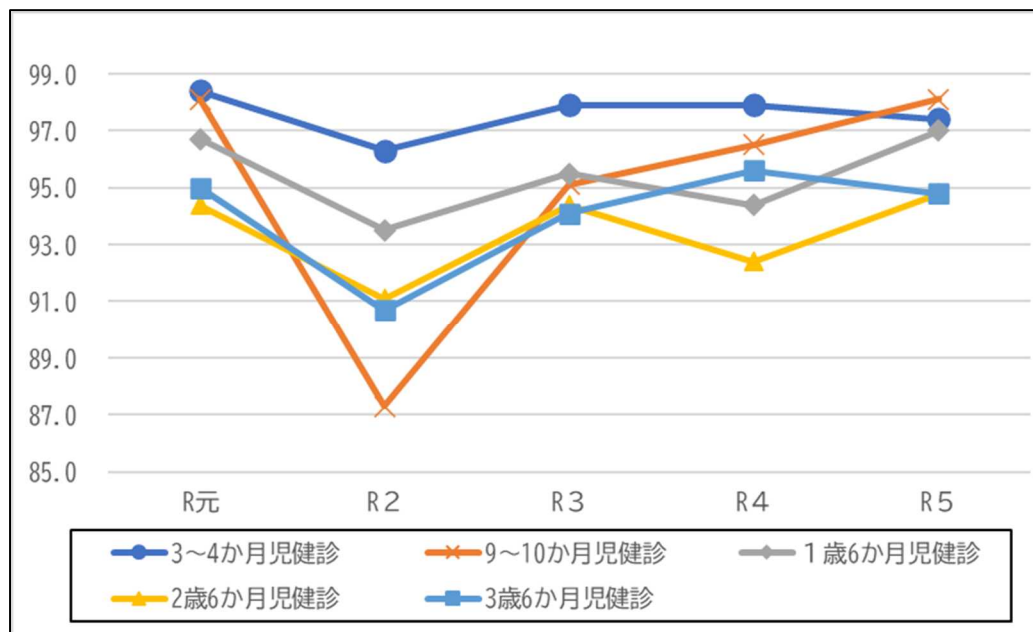
(出典)母子保健事業の実施状況(厚生労働省・こども家庭庁)

- 乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合は、子どもの年齢が高くなるにつれて低くなっています。



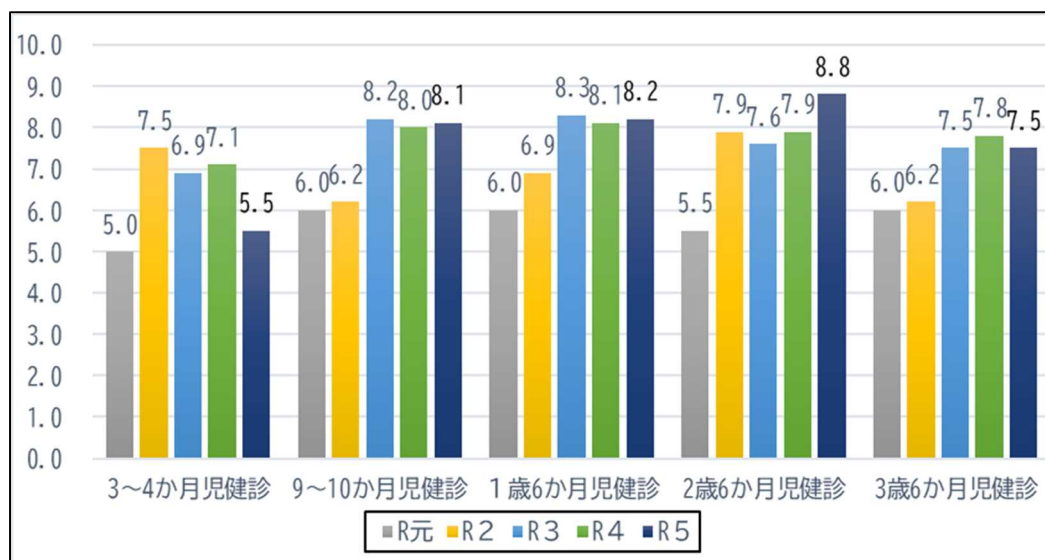
(出典)母子保健事業の実施状況(厚生労働省・こども家庭庁)

- 市町で実施している乳幼児健診の受診率は、新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年度(2020年度)の9～10か月健診で90%を切っていましたが、令和3年度(2021年度)以降は、どの健診も90%以上の受診率となっています。



(出典)滋賀の母子保健(滋賀県)

- 乳幼児健診において、保護者側の育児上の問題や育児不安、虐待の疑い等で保健指導や相談支援、他機関との連携が必要な割合は、年度によってばらつきはあるものの、近年9～10か月から2歳6か月児健診において高くなる傾向がみられます。



(出典)滋賀の母子保健(滋賀県)

2. 国の動きや社会情勢の変化

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化などを盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）が令和4年(2022年)6月8日に可決・成立しました。

市区町村における「こども家庭センター¹⁸」を中心とした相談支援体制と家庭支援事業は、虐待等に至る前の予防的支援事業として、また、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては親子関係再構築に向けた支援として、重要な役割を果たすものであることから、これら市区町村の取組が円滑かつ効果的に実施されるよう、都道府県において必要な支援を行うことが求められています。

また、令和6年(2024年)5月には、父母の離婚後等の子の養育に関する見直しに係る民法等の一部を改正する法律が成立し、離婚後に父母のどちらか一方が子どもの親権を持つ、現行の「単独親権」に加え、父母の双方に親権を認める「共同親権」が導入されることとなります。ただし、子どもへの虐待や配偶者への暴力の恐れがあるなど、共同親権とすることで子どもの利益を害する場合は単独親権としなければならないとされています。また、改正法の施行前にすでに離婚している父母やその子どもが共同親権を裁判所に申し立てることも可能とされており、この場合、裁判所は子どもへの虐待や配偶者への暴力の有無等これまでの経緯を調べた上で、共同親権が必要かどうか判断するとされています。

・ 児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について

令和4年(2022年)6月15日厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知

児童等に対する家庭および養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉および母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、一時保護開始時の要件および手続の整備、入所措置や一時保護の決定時における児童の意見聴取等の手続の整備、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和、児童に対するわいせつ行為を行った保育士の再登録手続の厳格化等の措置を講ずることとされています。

《改正の概要》

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備

¹⁸ 【こども家庭センター】市町村において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に行う機関

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上
7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版D B S）の導入に先駆けた取組強化）等

・ **児童虐待防止対策の更なる推進について**

令和4年(2022年)9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

全国の児童相談所における虐待相談対応件数が増加を続け、虐待により死亡する事件も後を絶たないことを踏まえ、これまでの取組のフォローアップを行った上で、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けたこどもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制を構築すること、さらに、厚生労働省が中心となって取り組んでいる児童虐待防止対策について、令和5年(2023年)4月から創設することも家庭庁を司令塔として関係省庁が連携して取組を強化するとともに、令和4年改正児童福祉法の円滑な施行等に取り組んでいく必要があることから、特に重点的に実施する取組を決定し、新たな総合的な対策として示されています。

《主な取組》

1. こどもの権利擁護
2. 児童相談所及び市町村の体制強化
3. 児童虐待の発生予防・早期発見
4. 適切な一時保護の実施
5. 社会的養護の充実
6. 親子再統合への支援強化
7. 関係機関における事案への対応の強化
8. DV対応と児童虐待対応との連携強化
9. 障害児支援の充実
10. 関係機関との連携強化

・ **新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン**

令和4年(2022年)12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議

(令和5年(2023年)12月26日改定、令和6年(2024年)12月23日再改定)

「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年(2022年)9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)までを対象期間とした新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランが示されています。

1. 児童相談所の体制強化

- (1) 児童福祉司¹⁹の増員
- (2) スーパーバイザーの増員
- (3) 児童心理司²⁰の増員
- (4) 弁護士²¹の配置等
- (5) 一時保護の体制強化
- (6) 児童福祉司等の負担の軽減
- (7) 人材の採用・育成・定着支援等
- 2. 児童相談所の専門性強化
- 3. 市町村の体制強化
- (1) こども家庭センターの全国展開
- (2) 要保護児童対策地域協議会²¹の強化
- 4. 市町村の専門性強化

・「都道府県社会的養育推進計画」の策定について

令和6年(2024年)3月13日こども家庭庁支援局長通知

令和4年(2022年)の児童福祉法改正においては、子どもに対する家庭および養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、所要の措置を講ずることとされました。

- ・子育て世帯等に対する包括的な支援のための体制強化および事業の拡充
- ・一時保護施設および児童相談所による子どもへの処遇や支援、困難を抱える産婦等への支援の質の向上
- ・社会的養護経験者等に対する自立支援の強化
- ・子どもの権利擁護の取組の推進
- ・一時保護の判断の適正性や手続きの透明性の確保のため、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入や認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー²²）の導入

上記内容について、各都道府県において計画に適切に反映した上で取組を推進していく必要があること、とりわけ、市区町村における、こども家庭センターを中心とした相談支援体制と家庭支援事業については、虐待等に至る前の予防的支援事業

¹⁹ 【児童福祉司】子ども家庭相談センターに配置される任用資格を持った専門職。子どもの福祉に関する事項について、子どもや保護者などからの相談に応じ、必要な調査、社会診断を行い、助言指導、施設入所などの支援を行う。

²⁰ 【児童心理司】子ども家庭相談センターに配置される心理の専門職。子どもの福祉に関する事項の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察などによって、心理診断などを行う。また、カウンセリングや遊戯療法などの心理療法を行い、課題の解決を支援する。

²¹ 【要保護児童対策地域協議会】福祉、保健、医療、教育、および警察などの関係機関がチームとなって、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援に関する協議、調整を行う組織

²² 【こども家庭ソーシャルワーカー】こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格

として、また、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては親子関係再構築に向けた支援として、重要な役割を果たすものであることから、これら市区町村の取組が円滑かつ効果的に実施されるよう、都道府県において必要な支援を行うことが重要であるとされています。

あわせて、国・地方公共団体においては、改めて、支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障²³の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があることが示されています。

²³ 【パーマネンシー保障】 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

3. 課題

(1) 児童虐待の発生予防・未然防止、早期発見・早期対応の強化

- 児童虐待によって子どもが傷つくことがないように、引き続き、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成が必要です。
- 児童虐待による死亡事例は、0歳児が多く、かつ0か月児での死亡が多いことや予期せぬ妊娠、若年妊娠、10代の人工妊娠中絶や性感染症が減少していない現状があることから、子ども自身が正しい知識を得て、人生をデザインできるよう子どもの頃からの性や妊娠を含めた健康管理に関する教育の実施や、妊婦がひとりで悩みを抱え込むことのないよう相談窓口の更なる周知が必要です。
- 市町のこども家庭センター等において、家庭環境問題、精神疾患、未婚、経済的問題等を抱えるハイリスク妊産婦、家庭に対し、虐待予防の視点で妊娠期から子育て期まで保健、医療、福祉等の連携による切れ目のない伴走型の相談支援を充実することが必要です。

(2) 子どもの家庭的な養育環境の更なる充実

- 家庭養育優先原則を踏まえ、代替養育が必要な子どもがより家庭的な環境で生活していけるよう、里親・ファミリーホームへの委託や家庭復帰が困難な場合は特別養子縁組を更に推進することが必要です。また、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できるだけ良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の環境改善を図るとともに、里親支援や在宅支援の強化など、地域社会の貴重な資源として高機能化・多機能化を推進することが必要です。

(3) 当事者である子どもの権利擁護の推進

- 子ども家庭相談センターが一時保護や措置を行う場合等において、子どもの最善の利益を保障しつつ、子どもの意見または意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく子ども家庭相談センター等による意見聴取を適切に実施するとともに、子どもの意見表明や権利擁護を実現できる環境整備を推進することが必要です。

(4) 親子関係の再構築に向けた取組の推進、子どもの自立支援の強化

- 虐待により、一旦児童福祉施設や里親に措置等をされても、子どもの将来の自立を見据え、養育方法の改善や虐待の再発防止等について親に指導を行いつつ、親と子どもの関係を修復していくことが必要です。
- 令和4年改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、社会的養護経験者等の実態把握を行うとともに、施設退所後においても、順調に自立して社会で生活していけるよう、引き続き、就労や社会生活面等をきめ細やかに支援していくことが必要です。

(5) 子ども家庭相談体制の強化

- 児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、保護者や子どもへの対応等も複雑化、困難化しています。虐待の予防や早期発見・早期対応を推進するため、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮できるよう、職員の定着支援や専門職としての資質の向上を図ることが必要です。あわせて職員を支援する仕組みづくりなど、引き続き、機能強化を図るとともに、市町における取組への支援や関係機関との連携等により、県全体の相談体制を充実させることが必要です。

第3章 基本理念 ～目指す社会の姿～

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであるとともに、将来世代の育ちにも影響を及ぼす可能性があるものです。こうした中、平成28年(2016年)の児童福祉法改正において、全ての子どもは、適切な養育を受け、心身ともに健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが明確化されるとともに、子どもの最善の利益を図るため、「家庭養育優先原則」が明確にされたところです。

本県では、令和6年度中に制定予定の「滋賀県子ども基本条例」において、子どもを権利を有する個人として尊重し、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に向けて、県をはじめ、市町や保護者、学校等、事業者、関係団体、県民等の多様な主体が連携および協力し、社会全体で子どもを支える取組を推進することとしています。

こうしたことを受けて、本計画では、子どもが安全・安心に暮らしていける社会の実現に向けて、県や市町、子どもに関わる関係機関が、それぞれの役割を果たし、その専門性を発揮し、連携して児童虐待の発生予防・未然防止や早期発見・早期対応、子どもの保護・ケアから子どもの自立までの切れ目のない支援に取り組み、次に掲げる3つの社会を目指します。

目指す社会

- 1 全ての子どもが適切な養育を受け、心身ともに健やかに成長し、将来にわたって幸せに暮らせる社会
- 2 子どもの意見や思いが尊重され、その最善の利益が優先して考慮される社会
- 3 虐待を受けた子どもの自立に向け、切れ目のない支援が行われる社会

第4章 具体的な施策の推進

1. 妊娠前・妊娠期からの虐待予防、未然防止対策の強化【重点】

基本目標

- 児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、子どもの頃から自身の体に関する正しい知識の普及や子どもや保護者が必要な支援につながる取組により、児童虐待の発生予防、未然防止の強化を進めます。

施策の方向性

- 児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもを見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。
- 保育所等や教育委員会と連携し、幼いころからの命の大切さや性に関する健康教育を推進することにより、予期せぬ妊娠や性感染症の防止、妊娠や子育てに関する正しい知識の普及を図る取組を進めます。
- 保健・福祉・医療・教育等の関係機関が緊密に連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的かつ切れ目のない支援のための体制強化や事業の拡充により、児童虐待の予防につなげます。

具体的施策

(1) 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成

- 社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市町や関係機関・団体、民間企業等と協働し、オレンジリボン²⁴等を活用した啓発活動を実施します。
- 児童虐待防止への理解を深め、県民の主体的な行動につなげることを目的として、学校や企業、地域住民を対象とした出前講座を実施します。

(2) 子どもへのプレコンセプションケア²⁵の推進

- 教育機関等の関係機関と連携し、小学校、中学校、高校等で、子どもの頃からの健康づくりを行うとともに、予期せぬ妊娠を避けること、ライフサイクルの適した時期での妊娠・出産など、正しい知識の普及に努めます。また、保育所等と連携し、命の大切さや性に関する健康教育が実施されるよう努めます。
- 子育て・女性健康支援センター²⁶で、思春期の子どもや子育て期の保護者等に対して身体的、精神的、社会的側面から多面的に捉えた専門的な健康相談を実施し、

²⁴ 【オレンジリボン】「子ども虐待のない社会の実現」を目指す「オレンジリボン運動」のシンボルマーク。オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表している。

²⁵ 【プレコンセプションケア】男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

²⁶ 【子育て・女性健康支援センター】思春期、妊娠期、子育て期、更年期など生涯にわたり女性の健康保持増進を目的に、健康相談と健康教育を行う。本県では県助産師会に設置している。

子どもの健康の保持増進と子どもの心の安らかな発達の促進および育児不安の軽減を図ります。

(3) 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施

- 孤立した子育てによって虐待につながることを防ぐよう、市町において子育て中の親子の相談や交流等を実施する「地域子育て相談機関」の設置および利用を促進し、地域での見守り、支援体制を強化します。
- 市町において、母子健康手帳交付時から妊産婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健康診査等の機会も含め、子育て期まで切れ目のない伴走型相談支援を行い、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの包括的な支援を実施します。
- 市町における「こども家庭センター」の設置により、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の提供、また、「産後ケア事業」や「子育て世帯訪問支援事業²⁷」、ショートステイ²⁸、トワイライトステイ²⁹等の取組、さらには、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体が提供する支援メニューなど、様々な社会資源を活用しながら、子育て世帯への支援を実施します。
- ハイリスク妊産婦や新生児については、保健所における周産期保健医療連絡調整会議³⁰などを通じて医療機関と市町の連携を強化し、支援が必要な者を早期に把握し、支援につなげます。
- 支援が必要な妊産婦に対して、産科、小児科、精神科等の医療機関と地域が連携して支援できるよう、妊産婦メンタルヘルス研修会や産後ケア従事者研修会等を通じて人材育成を行います。
- 支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会において、特定妊婦³¹・要支援児童³²として情報を共有し、構成機関が主体的に役割を担い、支援を行います。
- 障害のある子どもの発達支援や家族支援のほか、保育所等の地域関係機関への支援を行うなど、切れ目のない継続的な療育の実施を推進します。

²⁷ 【子育て世帯訪問支援事業】 要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業

²⁸ 【ショートステイ】 保護者の病気や仕事などの理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で預かる事業

²⁹ 【トワイライトステイ】 保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となることで、家庭において子どもを養育することが困難となった場合などに、子どもを児童養護施設等で預かる事業

³⁰ 【周産期保健医療連絡調整会議】 管内の周産期に関わる保健医療の関係者により、ハイリスク妊産婦・新生児の支援にかかる連携体制の確立等母子保健サービスの向上を図るために保健所に設置している会議

³¹ 【特定妊婦】 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

³² 【要支援児童】 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（保護者のない児童、または保護者に看護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を除く。）

- 子どもの発達上で見られる障害や特性については、早期発見・早期支援、学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援、家族支援、県民の理解促進等に取り組み、支援体制の充実を図ります。
- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、匿名で相談でき、身近な地域で必要な支援を受けられるよう「にんしんSOS滋賀」を実施します。
- 子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）³³での電話相談や「こころのサポートしが」（LINE相談）³⁴を実施し、子どもや保護者の様々な悩み事への相談等に応じるとともに、必要に応じて適切な支援を受けることができるよう関係機関へつなぎます。

評価指標

項目	令和5年度 (基準値)	令和11年度 (目標値)
地域・企業参加型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業 賛同企業・団体数	18 団体	25 団体
プレコンセプションケアについて知っている県民の割合	—	20.0%
妊娠・出産について満足している人の割合	86.7% (令和4年度実績)	基準値より増加
育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど対処できる親の割合	78.1% (令和4年度実績)	90.0%

³³ 【子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）】 子どもや子育てに関する電話相談を実施（平成18年(2006年)6月に開設）。

³⁴ 【「こころのサポートしが」（LINE相談）】 子育てや学校、若年女性が抱える悩み、こころやいのちの関することなどに対し、心理カウンセラーなどの資格を持った専門の相談員が相談対応に応じる事業

2. 児童虐待の早期発見・早期対応

基本目標

- 児童虐待の重篤化を防ぐため、保健・福祉・医療・教育等の関係機関が連携し、早期発見・早期対応に取り組みます。

施策の方向性

- 保健・福祉・医療・教育等の関係機関が緊密に連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的かつ切れ目のない支援のための体制強化や事業の拡充により、児童虐待の早期発見・早期対応につなげます。
- 子ども家庭相談センターと配偶者暴力相談支援センター³⁵との連携等により、子どもへの心理的虐待の予防や早期発見・早期対応に取り組みます。

具体的施策

(1) 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施【再掲】

- 孤立した子育てによって虐待につながることを防ぐよう、市町において子育て中の親子の相談や交流等を実施する「地域子育て相談機関」の設置および利用を促進し地域での見守り、支援体制を強化します。
- 市町において、母子健康手帳交付時から妊産婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健康診査等の機会も含め子育て期まで切れ目のない伴走型相談支援を行い、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの包括的な支援を実施します。
- 市町における「こども家庭センター」の設置により、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の提供、また、「産後ケア事業」や「子育て世帯訪問支援事業」、ショートステイ、トワイライトステイ等の取組、さらには、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体が提供する支援メニューなど、様々な社会資源を活用しながら、子育て世帯への支援を実施します。
- ハイリスク妊産婦や新生児については、保健所における周産期保健医療連絡調整会議などを通じて医療機関と市町の連携を強化し、支援が必要な者を早期に把握し、支援につなげます。
- 支援が必要な妊産婦に対して、産科、小児科、精神科等の医療機関と地域が連携して支援できるよう、妊産婦メンタルヘルス研修会や産後ケア従事者研修会等を通じて人材育成を行います。
- 支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会において、特定妊婦・要支援児童として情報を共有し、構成機関が主体的に役割を担い支援を行います。
- 障害のある子どもの発達支援や家族支援のほか、保育所等の地域関係機関への支援を行うなど、切れ目のない継続的な療育の実施を推進します。

³⁵ 【配偶者暴力相談支援センター】「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第3条により、①相談、②医学的・心理学的指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行う機関

- 子どもの発達上で見られる障害や特性については、早期発見・早期支援、学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援、家族支援、県民の理解促進等に取り組み、支援体制の充実を図ります。
- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、匿名で相談でき、身近な地域で必要な支援を受けられるよう「にんしんSOS滋賀」を実施します。
- 子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）での電話相談や「こころのサポートしが」（LINE相談）を実施し、子どもや保護者の様々な悩み事への相談等に応じるとともに、必要に応じて適切な支援を受けることができるよう関係機関へつなぎます。

（２）DVによる子どもへの心理的虐待の予防、早期発見・早期対応

- 子ども家庭相談センターや子ども家庭相談室³⁶、市町の児童虐待相談担当課等と配偶者暴力相談支援センターが連携し、必要に応じて子どもに対する心理的なケアを行います。
- 子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為でなくても、子どもに深刻な影響を与える児童虐待となることについて広く啓発するとともに、通告があった際には、個別に指導を行い、再発防止に取り組みます。

評価指標

項目	令和5年度 (基準値)	令和11年度 (目標値)
妊娠・出産について満足している人の割合 【再掲】	86.7% (令和4年度実績)	基準値より増加
育てにくさを感じた時に相談先を知っている など対処できる親の割合【再掲】	78.1% (令和4年度実績)	90.0%
児童虐待およびDVに関する相互理解研修を受講した担当課職員数	224人	300人

³⁶ 【子ども家庭相談室】家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するための県の機関（東近江健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所に設置）

3. 子どもの保護・ケア

基本目標

- 社会的養護のもとで暮らす子どもたちの最善の利益が考慮され、安全・安心に生活できる場を提供します。

施策の方向性

- 家庭における養育が困難な場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、里親支援センター³⁷をはじめ、市町が提供する子育て支援メニューも活用し、里親への包括的な支援を推進します。
- 施設で生活する子どもが「できる限り良好で家庭的な環境」で生活できるよう、施設の小規模かつ地域分散化など家庭的な支援環境に向けた整備を行います。
- 一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、子どもの権利が尊重され、子どもが安心して生活ができるよう、年齢等に応じた個別対応環境の整備を推進します。
- 施設等への入所や一時保護等の措置等の実施の際に、子ども自身が権利の主体であることを伝えた上で、子どもへの意見聴取や、社会的養護のもとで生活する子どもの意見表明等の支援を通じ、子どもの権利擁護の取組を一層推進し、子どもの最善の利益を図ります。

具体的施策

(1) 里親委託等の推進および里親への包括的な支援

- 里親支援センターや市町等と連携しながら、里親制度の普及啓発や新規里親の開拓など、子どもの養育の受け皿となる里親登録の増加に向けた取組を進めます。
- 家庭における養育が困難な場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの長期的な委託や一時保護、ショートステイ、ホームステイ（施設入所児童の週末等の短期預かり）など様々な場面での里親の活躍を更に推進します。
- 虐待を受けた子どもや非行等の問題を抱える子どもなど、より専門的なケアを必要とする子どもの里親等委託が進むよう、里親やファミリーホームの職員の専門性の向上を図るほか、専門里親の育成に取り組みます。
- 里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援が効果的に実施されるよう、里親支援センターの取組を支援します。

³⁷ 【里親支援センター】里親支援事業を行うほか、里親およびファミリーホームに従事する者その養育される児童ならびに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う機関

(2) 特別養子縁組の推進

- 家庭復帰が困難なケースにおいては、永続的で安定した家庭での養育を保障する観点から、特別養子縁組を推進します。また、特別養子縁組成立後においても、継続して当該家庭を支援します。

(3) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化および高機能化・多機能化

- 家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化等の環境改善や高機能化・多機能化を図ります。
- 児童自立支援施設において、発達上の特性や被虐待経験などケアニーズの高い子どもへ支援や家庭復帰が困難な中学校卒業後の子どもに対する継続支援を行うための体制のあり方について、国の動向を踏まえながら検討を行います。
- 児童心理治療施設の高機能化・多機能化について、本県におけるニーズや状況国における検討状況等を踏まえながら、そのあり方の検討を行います。
- 児童養護施設等が高機能化および多機能化を図る中においてその専門性を発揮し、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関として、重要な役割を担っていけるよう推進します。
- 児童養護施設等において、様々な困難な課題のある子どもを養育するだけでなく、小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化を進める上で、職員の専門性が不可欠であることから、施設等における人材育成の取組を支援します。
- 虐待を受けて家庭での生活ができない障害のある子どもを保護し、入所での支援を行う障害児入所施設について、より家庭に近い暮らしの場を提供するための小規模グループケアの推進や、子どもの心の傷を癒して回復させるための専門的なケアなどの機能の充実を図ります。

(4) 子どもの権利擁護の推進【重点】

- 里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定等の意見聴取等措置が適切に運用されるよう、制度の定着を図るとともに、関係機関・関係者を対象とした周知啓発を図ります。
- 子どもの意見表明を支援するため、子ども向けの権利擁護に関する学習機会の提供や「子どもの権利ノート³⁸」の活用等により、権利擁護の仕組みについて周知啓発を図ります。

³⁸ 【子どもの権利ノート】児童養護施設等で暮らしている子どもに、「子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保障されていること、権利の侵害に対しては救済が保障されていること」を伝えるためのノート。滋賀県では平成 18 年度（2006 年度）から児童養護施設等にいる全ての子どもに配付

- 滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会³⁹の委員が意見表明等支援員⁴⁰として、一時保護施設や児童養護施設等の子どもの声を聴く機会を定期的に実施するとともに、子どもが自分自身の考えや意見等を表明しやすい体制や仕組みについて検討します。

(5) 一時保護施設における子どものケア

- 子どもの状況等に応じた個別ケアを推進するため、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、委託一時保護先の開拓・確保および委託先への心理面でのサポートを行います。
- 一時保護を行う子どもに対し、希望を確認の上、それを尊重しながら、できる限り在籍する学校へ通学できるよう、安全性の確保等を考慮した上で、里親等への委託一時保護を検討します。
- 子どもの在籍校や教育委員会等と連携し、取り組むべき学習内容や教材を送付してもらうなど、子どもの状況や特性、学力に配慮した学習支援を行います。また、職員派遣や教材提供などについて、教育委員会等と連携し、一時保護施設にいる子どもの学習支援が実施できる体制整備を図ります。

³⁹ 【滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会】定期的に児童養護施設等を訪問し、実地調査や職員および子どもとの意見交換を行った後、子どもの権利擁護について評価するとともに、必要な助言指導を行う組織。第三者（弁護士、臨床心理士、学識経験者等）により構成される。

⁴⁰ 【意見表明等支援員】児童の福祉に関し知識または経験を有する者で、子どもの立場に立って、子どもの意見・意向を意見聴取等により十分に把握し、子どもが望む場合には、行政機関や児童福祉施設等の関係機関に対し、意見形成や意見表明を支援したり、子どもの意見・意向を代弁して伝達したりする役割を担う。

評価指標

項目	令和5年度 (基準値)	令和11年度 (目標値)
里親等委託率	36.3%	61.3%
3歳未満	20.0%	80.0%
3歳以上就学前	40.0%	80.5%
学童期以降	36.7%	55.7%
各年度の養育里親の新規登録世帯数	21世帯／年	各年度 21世帯 以上の新規登録
小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の定員数	77人 (13か所)	96人 (16か所)
里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができる」と感じている子どもの割合	67.1%	100.0%
里親のもとや児童養護施設等において「子どもの権利ノート」の内容を知っている子どもの割合	52.6%	100.0%
乳児院および児童養護施設等における一時保護専用施設数	3か所	4か所

4. 親子関係の再構築支援⁴¹、子どもの自立支援の強化

基本目標

- 社会的養護のもとにある子どもとその保護者の関係の再構築に取り組むとともに、将来にわたって自立した生活を送ることができるよう支援します。

施策の方向性

- 子どもや家族の意見・意向を尊重し、その状況等を踏まえた上で、子どもの最善の利益の実現の観点から、子どもとその保護者の関係の再構築に取り組んでいきます。
- 施設等を退所したのちも、安定した社会生活を送ることができるように、子どもの希望や意向を尊重しながら、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。

具体的施策

(1) 親子関係の再構築支援の推進

- 子どもの心身の健やかな育ちのためには、子どもはもちろん、親を含めて家庭ごと支援する視点が不可欠であることから、子どもや家族の意向を理解し、尊重しながら、市町や関係機関・団体と連携し、親子関係の再構築支援に取り組めます。

(2) 子どもの自立支援の強化

- 児童自立支援施設における子ども一人ひとりに応じた生活や学習の環境のあり方など支援体制の強化に向けた検討を行います。
- 児童養護施設等を退所後において、なお社会的な自立支援が必要な者に対し、福祉、就労、保健医療、教育および司法等の関係者や県民等が協働して、生活支援、就労支援、居場所づくり等を行います。
- 児童養護施設等で生活する子どもの学習や文化・スポーツ等の学校外での学習・体験活動を支援します。

⁴¹ 【親子関係の再構築支援】子どもと親が肯定的なつながりを築くため、虐待などの問題を抱えた家庭の親子関係の修復や再構築を支援すること。親子分離等によって離れて生活する親子を対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、一定の距離を保って交流を続けながらお互いを受け入れ、認め合う関係の構築や、ともに暮らす親子を対象とした虐待リスクの軽減、予防のための支援も含まれる。また、親子の交流が望ましくない、あるいは交流がない家庭におけるきょうだいや親族等との関係構築の支援も含まれる。

評価指標

項目	令和5年度 (基準値)	令和11年度 (目標値)
地域養護推進事業における支援計画策定者率	34.2%	基準値より増加
社会的養護のもとで暮らす子どものうち、学校外での学習や体験活動を通して「自分に自信が持てるようになった」子どもの割合	91.3%	100.0%

5. 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の実組支援、関係機関との連携の強化

基本目標

- 子ども家庭相談センターの機能強化を図るとともに、市町における子ども家庭相談体制の構築の支援や関係機関との連携を強化し、県全体の子ども家庭相談体制の更なる充実を図ります。

施策の方向性

- 児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケースも増加していることを踏まえ、子ども家庭相談センターの機能強化を計画的に進めていくとともに、市町や関係機関との連携を強化し、県全体の児童虐待への対応や子ども家庭相談体制の強化を図ります。
- 児童虐待防止対策を更に進めていくため、センター職員の人材確保や専門性の向上、定着支援に向けた取組を推進します。
- 子ども家庭相談センターの業務負担の軽減を図るため、ICT化の推進による業務の効率化・省力化等について検討を進めます。
- 児童虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、市町としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、必要な支援を行います。

具体的施策

(1) 子ども家庭相談センターの機能強化

- 福祉系学部のある大学等への働きかけや職種の魅力発信、経験の浅い職員に対するケアや育成等を行い、職員の人材確保・育成、定着支援を進めます。
- 職員一人ひとりが専門性を最大限発揮できるよう、人材育成に係る研修体系の構築やこども家庭ソーシャルワーカー養成研修など外部研修の受講等を通じて、専門性の更なる向上を図ります。
- 子ども家庭相談センターの業務負担の軽減を図るため、児童相談システムの利便性向上など、業務のICT化を推進します。
- 「滋賀県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の施行を踏まえ、子ども家庭相談センターの施設や設備、体制のあり方等について検討を行います。

(2) 市町の子ども家庭相談体制の構築等に向けた支援【重点】

- 児童虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、市町としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の設置促進や研修の開催、アドバイザー派遣等による人材育成の支援を行います。
- 子育ての負担を軽減し、子育て世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、令和4年改正児童福祉法において新設された子育て世帯訪問支

援事業、児童育成支援拠点事業⁴²および親子関係形成支援事業⁴³や、レスパイトケア⁴⁴等を目的とした親子入所を可能とした子育て短期支援事業⁴⁵を含めた家庭支援事業について、市町における計画的な事業実施体制の整備が進むよう必要な支援を行います。

- 児童家庭支援センター⁴⁶が、こども家庭センター等に対する専門的な助言や援助など地域支援を十分に行えるよう設置促進や機能強化等を図ります。
- 中核市における児童相談所の設置について、大津市に対して必要な情報を提供するとともに、大津市が設置を検討する場合には、必要な支援を行います。

(3) 関係機関との連携強化

- 子ども家庭相談センターと市町等関係機関において、共通のツールである「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」を活用し、共通理解や円滑な情報共有を図り、適切な役割分担を行います。
- 里親や里親支援センター、児童養護施設等との日々の相談対応や定期的な情報交換等の機会を通じ連携を深め、里親・ファミリーホームや児童養護施設等で生活する子どもの支援の充実を図ります。
- 児童虐待の予防や早期発見・早期対応、また子どもや保護者など家庭支援にあたっては、日々接点のある学校等の役割は極めて重要であることから、学校や教育委員会と市町や子ども家庭相談センター等の関係機関との緊密な連携を進めます。
- 子どもの安全を迅速かつ的確に確保するため、警察との情報共有の徹底や連携の強化を図ります。

⁴² 【児童育成支援拠点事業】 養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業

⁴³ 【親子関係形成支援事業】 親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業

⁴⁴ 【レスパイトケア】 休息、休養という意味。乳幼児や障害児・者や高齢者などの世話をする人が、一時的に解放されて、休息をとれるようにする支援（サービス）

⁴⁵ 【子育て短期支援事業】 保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、または里親等に委託し、必要な保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童とともにその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあっては、当該保護者への支援を含む。）を行う事業

⁴⁶ 【児童家庭支援センター】 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的援助が必要な知識および技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うほか、保護を要する児童またはその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭福祉の向上を図ることを目的とした機関

- 子ども家庭相談センターや子ども家庭相談室、市町の児童虐待相談担当部署等と配偶者暴力相談支援センターが連携し、必要に応じて子どもに対する心理的なケアを行います。【再掲】

評価指標

項目	令和5年度 (基準値)	令和11年度 (目標値)
児童福祉司・児童心理司の配置数	児童福祉司 69 人 (配置基準人員 76 人) 児童心理司 32 人 (配置基準人員 37 人)	国の配置基準 人員の配置
こども家庭センター設置市町数	2 市	全市町
児童家庭支援センター設置箇所数	1 箇所	4 箇所

第5章 計画の推進に向けて

1. それぞれが果たす役割

(1) 県の役割

- 県は、本計画に基づき、児童虐待の発生予防、未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、子どもの自立までの切れ目のない支援のため、総合的かつ計画的に施策を推進します。
- 施策の推進にあたっては、行政のみならず、県民や関係機関の役割が十分に果たされるよう、必要な支援や情報提供を行います。

(2) 市町の役割

- 市町は子ども家庭相談の窓口であり、住民に身近な機関として、保健・医療・福祉・教育など、子どもに関わる業務の中で、子ども家庭相談センターと連携しながら、児童虐待防止に向けた切れ目のない支援を行っていくことが求められます。

(3) 関係機関の役割

- 複雑化、困難化する児童虐待相談に対応するためには、子ども家庭相談センターや市町だけでなく、保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関が連携しながら、それぞれの専門性を発揮していくことが求められます。

(4) 県民の役割

- 児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであるとともに、将来世代の育ちにも影響を及ぼす可能性があるものです。こうした点を十分に理解し、社会全体で児童虐待防止に取り組むという意識のもと、児童虐待の発生予防、未然防止、早期発見に取り組んでいくことが期待されます。

2. 計画の推進体制

- 県全体で関係機関が相互に連携を図りながら、児童虐待防止の総合的な施策の推進に取り組んでいきます。
- 県は、県域における福祉、保健、医療、教育、警察、司法などの関係機関で構成する「滋賀県要保護児童対策連絡協議会」において、連携を図りながら、計画の推進を図ります。
- 県は、県民に計画を積極的に周知するとともに、児童虐待の発生予防、未然防止、早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、親子関係の再構築、自立支援等にあたっては、市町や警察等の関係機関、関係団体等と連携していきます。

3. 点検評価・進行管理・計画の見直し

(1) 点検評価・進行管理

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度、計画に基づ

く施策の実施状況、数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、滋賀県子ども若者審議会において報告し、点検評価を受けます。また、その結果を広く県民に公表するとともに、翌年度以降の施策に反映させ、社会情勢の変化等に対応した実効性のある計画を推進します。

（２）計画の見直し

国の制度改正や社会経済の情勢、本県の児童虐待を取り巻く状況の変化等に対応するため、本計画の内容について、必要に応じて見直しを行うとともに、見直し結果を施策に適切に反映します。